

平成 17 年 2 月 7 日

厚生労働省医薬食品局  
食品安全部基準審査課長 殿

農林水産省消費・安全局  
農産安全管理課農薬対策室長

食品衛生法第 11 条第 3 項に規定する「人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量」の設定についての意見

1. 一律基準は、基本的に当該農薬等の使用が認められていない農産物等に残留する場合に適用されるものであるとしており、また、JECFA、米国 FDA 等の食品添加物の評価から許容される暴露量の閾値 ( $1.5 \mu\text{g/day}$ ) を体重 50kg で換算した許容量 ( $0.03 \mu\text{g/kg/日}$ ) に対して、食品中に農薬が 0.01ppm 残留すると仮定して試算を行った場合に、米を除く全ての食品で下回ることから 0.01ppm が提案されている。

この考え方は、化学物質の人間の健康リスクへの影響を考える際に、毒性物質の影響評価が行われていないものについては、既に毒性評価が行われている化学物質の許容量のうち安全を確保できるとされている基準を流用しようというものである。しかしながら、毒性評価について既に ADI 評価がなされている農薬についても、一律にこの考え方を適用することは、リスク管理措置としては、科学的根拠なしに過剰な規制を強いることとなることから、既に ADI 評価がなされている農薬については、当該 ADI 評価を尊重すべきと考える。なお、この場合、我が国において ADI 評価がなされていない農薬については、上記考え方に異論はない。

2. 以上のことから、一律基準については、ADI 評価がなされている農薬となされていない農薬とは、それぞれ異なる基準を適用すべきである。

(参考)

既にA D I 評価が行われている農薬に、既に毒性評価が行われている化学物質の許容量のうち安全を確保できるとされている基準を一律基準に適用することについては、以下の様な問題があると考えている。

・農薬の飛散の問題

欧米諸国と我が国の農業事情を比較すると、欧米諸国では1農家あたりの農地面積が、我が国と比較して数十～数百倍と大きいことに加え、農薬の散布形式が、空中散布や大規模スプリンクラーによる散布が多いこともあり、バッファゾーン（農地と農地、農地と民家等を隔てるための緩衝地帯）を設けているが、我が国では、狭い地域に多数の農家の農地が寄せ集まって、様々な作物が栽培され、農家は狭い畑でそれぞれの作物に登録のある農薬を、細かく使い分けている現状にある。

以上のような我が国の農業の特徴を踏まえると、生産現場において飛散防止策を講じたとしても、ドリフトを完全にゼロにすることは困難といわざるを得ないが、これらドリフトの問題により、使用できる農薬が極めて限られることとなるおそれが高い。